

(6) 国際観光ホテル整備法に基づく県別登録ホテル・旅館数の推移

県別	年	登 録 ホ テ ル					登 録 旅 館				
		26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
福岡	施設数	33	33	29	29	28	11	11	10	10	10
	客室数	6,028	5,985	5,264	4,989	4,989	444	444	423	420	413
佐賀	施設数	11	11	11	10	10	14	14	14	14	14
	客室数	1,364	1,364	1,364	1,316	1,316	930	850	850	850	850
長崎	施設数	5	5	5	5	5	24	24	24	24	20
	客室数	812	808	808	813	813	1,497	1,497	1,497	1,494	1,224
熊本	施設数	17	14	13	13	13	18	18	15	15	14
	客室数	2,623	2,255	2,150	2,144	2,144	1,243	1,243	1,100	1,110	1,076
大分	施設数	4	4	3	3	3	30	30	29	28	27
	客室数	842	842	731	731	731	1,521	1,521	1,466	1,320	1,277
宮崎	施設数	23	21	20	20	20	9	9	8	8	8
	客室数	4,291	3,931	3,713	3,713	3,713	429	429	343	343	343
鹿児島	施設数	13	13	13	13	13	17	18	17	17	16
	客室数	2,977	2,973	2,973	2,969	2,969	1,317	1,362	1,320	1,320	1,253
計	施設数	106	101	94	93	92	123	124	117	116	109
	客室数	18,937	18,158	17,003	16,675	16,675	7,381	7,346	6,999	6,857	6,436

資料:*1 厚生労働省生活衛生局指導課 平成29年度末現在(全国の年度別の集計に)

*2 国土交通省観光庁観光産業課 平成30年12月末現在(全国の年度別の集計については、各年度とも12月末の集計データ)

出典:(公社)日本観光振興協会「数字で見る観光」(2019年度版)

ホテル業や旅館業を営もうとする者は、全ての旅館業法(昭和23年法律第138号)による都道府県知事の許可を受けなければならないが、このうち、一定の要件を具備する者は、国際観光ホテル整備法に基づき、観光庁長官の登録を受けることができる。

なお、国際観光ホテル整備法は、昭和24年12月24日法律第279号により制定されたもので、外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、併せて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする。